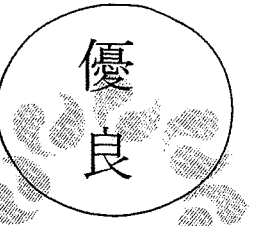


許可番号 01120004171

産業廃棄物処分業許可証

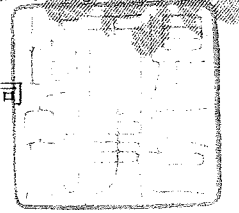
住 所 埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号

氏 名 株式会社 サニタリーセンター  
代表取締役 木村 文男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成29年 6月13日  
許可の有効年月日 平成36年 3月10日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破 砕：廃プラスチック類（付着物のあるもの及び付着物のない硬質のものに限り、廃発泡スチロールを除く。）、木くず（天然木のチップ及びおが粉を除く。）、ゴムくず、金属くず（付着物のあるものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類以上6種類
- 圧縮梱包：廃プラスチック類（付着物のない軟質のものに限る。）、紙くず（付着物のないものに限る。）、繊維くず（付着物のないものに限る、廃畳を除く。）以上3種類
- 圧 縮：金属くず（付着物のないものに限る。）以上1種類
- 溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）以上1種類
- 発 酵：汚泥（有機性のものに限る。）、廃酸（食品系のものに限る。）、廃アルカリ（食品系のものに限る。）、木くず（天然木のチップ及びおが粉に限る。）、動植物性残さ（高塩分濃度のものを除く。）以上5種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県本庄市新井字川原788番、791番、792番、800番  
以上4筆（面積8,245.12㎡）に限る。  
処理施設及び保管施設の概要は別記のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成17年3月11日	指令廃指第3572号	新規許可
平成19年3月 8日	指令廃指第1510号	変更許可
平成27年3月 2日	指令北環第57-1号	優良確認
平成28年6月 7日	—	変更届（保管施設の追加・廃止、面積の縮小、高さの減少）
平成29年6月13日	指令北環第55-4号	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

別記

(1) 処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	64.15t/日 (8時間)	廃プラスチック類(付着物のあるもの及び付着物のない硬質のものに限り、廃発泡スチロールを除く。)、ゴムくず、金属くず(付着物のあるものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上5種類	平成17年3月11日 平成17年3月11日 4-39
	7.81t/日 (8時間)	木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。) 以上1種類(単品処理)	
破碎施設	3.39t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	平成17年3月11日 —
圧縮梱包施設	55.20t/日 (8時間)	廃プラスチック類(付着物のない軟質のものに限る。) 以上1種類(単品処理)	平成17年3月11日 — —
	112.80t/日 (8時間)	紙くず(付着物のないものに限る。) 以上1種類(単品処理)	
	104.00t/日 (8時間)	繊維くず(付着物のないものに限る、廃畳を除く。) 以上1種類	
(圧縮施設)	310.40t/日 (8時間)	金属くず(付着物のないものに限る。) 以上1種類(単品処理)	—
熔融減容施設	0.80t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成17年3月11日 — —
発酵施設	14.35t/日 (24時間)	汚泥(有機性のものに限る。)、廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上5種類	平成19年3月8日 — —

(2) 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥(有機性のものに限る。)、廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。) 以上3種類	2.3㎡	0.9m(屋内) (200Lドラム缶×3個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールを除く。) 以上1種類	57.8㎡	3.0m(屋内)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	17.5㎡	3.0m(屋内)
紙くず(付着物のないものに限る。) 以上1種類	21.5㎡	1.2m(屋内) (4.2㎡コンテナ×4個)
木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。) 以上1種類	52.5㎡	3.0m(屋内)
木くず(天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上2種類	23.4㎡	1.7m(屋内)

繊維くず(付着物のないものに限る、廃畳を除く。) 以上1種類	13.8㎡	1.2m(屋内) (2㎡コンテナ×4個)
金属くず 以上1種類	14.2㎡	1.2m(屋内) (2㎡コンテナ×4個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	12.5㎡	1.5(屋内) (8㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールを除く。)、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、 がれき類 以上5種類	50.3㎡	3.0m(屋内)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールを除く。)、 紙くず(付着物のないものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。)、 繊維くず(付着物のないものに限る、廃畳を除く。)、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、 がれき類 以上8種類	78.8㎡	3.0m(屋内)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールを除く。)、 紙くず(付着物のないものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉を除く。)、 繊維くず(付着物のないものに限る、廃畳を除く。)、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、 がれき類 以上8種類	24.0㎡	0.6m(屋外)
廃プラスチック類(付着物のない軟質なものに限る。) 以上1種類	100.0㎡	2.0m(屋外)
廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。)、 動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上3種類	18.1㎡	2.4m(屋外) (34㎡コンテナ×1個)

(以下余白)